

政権交代と自治体法務力

九州大学大学院法学研究院教授 木佐茂男

政権交代が持つ意味

「政権交代とかけて、法務力と聞く。」

その心は…」と聞かれても、実は答えない。

政権交代により自治体職員、あるいは広めにとて自治体の政治・行政の各場面において法務力のアップが求められている、というのが本稿で書くべき主旨のようである。確かに、わが国で自治体関係者の法務力の強化・充実は、長年の課題である。だが政権交代は、法務力強化とすぐに結びつくのだろうか。新政権が、「地域主権」をマニフェストに用いたので地域は法的対応が要るということになるのだろうか。民主党の衆議院選マニフェストには、

いという理由から、司法改革が求められてきた。結果は、司法制度の改革の推進であり、一般市民に裁判員といふ言葉が普及した程度で、住民の全体を対象とした真の法務力強化策の体系的言及はない。「機関委任事務廃止」が画期的象徴とされる地方自治法改正によつても、現場の意識はほとんど変わったよつては見えない。もしも変わつたのであれば、職員らは地域に帰つてもつと「法的」行動をするはずである。だが、大局的に言つてその気配はないに等しい。全国のどこでも、どの職域でも、「法無」力が目付くだけである。自治体職員だけに焦点を当てた法務力強化論だけでは困るが、「せめて」職員に法務研修を「頼いさえ困難になってきたのが21世紀である。この数年のうちに国内各地の職員研修所も訪ねた。法務研修も確実に変化した。根本要因は、地方財政危機である。自治体の研修機関・組織の位置づけ、従つて責任者が、数年ごとに局長→部長→課長といつよろしく低下し、庶務係が一部業務として研修を扱つてゐる。自治体の首長その他の幹部から実質的にお墨付きを得ての法務研修ではなく、灯火リレーのよくな姿になっている。自治体の首長その他の幹部が自主活動が可能な自治体はいくわざかである。多くの場合、自主研究会に参加していることでも少なくないが、法務主義員には公務員初級試験

「法」という文字が、全部で64個ある（PDF版による。テキスト・ファイル版では49個）。だが、それらは、法律名「公益法人」「手法」「方法」「化學療法」といった文字の「法」を全部合わせての64である。すなわち、「法」＝「司法改革」といった言葉は皆無である。

現状では、「なんとなく」、新政権が次々と新たな政策を打ち出して立法化し、それらにより「地方」・「地域」が法的な影響を受けるというイメージがあつて、新政権と法務問題が結びついているように推測される。

筆者が国立大学の法人化とロースクールの設置を契機として始めた弁護士業務も5年を過ぎた。從来からの研究

究者としての法律相談や研修に加えて、この間、新たに自治体を擁護する仕事、自治体を相手方とする訴訟、また自治体内部の紛争を別の自治体がアンペイアとして審査する際の委員として処理する仕事も経験した。そこで得た「法務力」に関する総合的な印象、従つて今後の課題は、実際に重く、複雑・多様なものである。本稿では、「法務力の濫用」「法務力の意図的不行使」をも論点に含めたい。

「地方分権」10年と法務力

2000年の地方分権一括法の施行から、ちょうど10年となる。本稿では、

そのことと法務力の関係が、本来はより大事な観点となる。世界的にも政治と経済のグローバル化が進み、政治・経済・社会のすべての現象に関してかなりのスピードで法務が進んでいる。

地方自治界における法務力の強化論は、自治体職員の法務能力の弱さという課題から始まった。意識されだし

た時期は正確にはわからない。ある時期に、高度経成長期以降の日本では、戦後直後と比較して、遙れば明治憲法時代よりも法務力が弱くなっているのではないかという疑問が出てきた。それは

この時期の法務力強化の対象は、ほとんど自治体職員である。そこに分権改革と司法改革が、さらなる追加燃料となり大いにはずであった。

自治体職員の法務力問題

だが、2000年施行の新地方自治法は複雑に過ぎ、ほぼすべての職員に

とつて、地方自治法の245条以下の関与制度の完全な理解など不可能である。筆者も暗記できない。同法1条の2

第1項の「総合的」や同2項の「自立性」の法的意味は、制定後、関係者により意

識論としては百花繚乱の状況にある。

この間、1997年頃から全国的に各自治体の研修所において政策・法務

研修が始まった。自治体法務や政策法務の語や論文・教科書の普及は著しい。

1990年代半ばから2000年に入ってしばらくは法務研修が拡大した。

この時期の法務力強化の対象は、ほとんどの自治体職員である。そこに分権改

革と司法改革が、さらなる追加燃料となつてよいはずであった。

自治体職員は限りなく0%に近い。

議論としては百花繚乱の状況にある。

この間、1997年頃から全国的に各自治体の研修所において政策・法務

研修が始まった。自治体法務や政策法

務の語や論文・教科書の普及は著しい。

1990年代半ばから2000年に入ってしばらくは法務研修が拡大した。

この時期の法務力強化の対象は、ほとんどの自治体職員である。そこに分権改

革と司法改革が、さらなる追加燃料となつてよいはずであった。

自治体職員は限りなく0%

地方自治 職員研修

自治をつくる自治体職員・議員・市民の政策情報誌

昇任試験V講座 第4回

一年で合格力が身に付く

延岡市の地域医療を守る条例

「公契約条例」で労働者の適正
10年目のバータイム転換
～分権改革の10年とこれから
TOPICS！

A black and white graphic illustration. In the center, a stylized human figure stands with arms outstretched, facing forward. The figure is composed of simple geometric shapes. Behind the figure is a large, circular, textured shape resembling a stylized sun or moon, with a smaller circle to its right. The background features a grid of diagonal lines forming a perspective effect, with several small, dark spheres scattered across it.

ア・ユ・レデイ？ 地域主権

大森彌／池上岳彦／木佐茂男／日高昭夫
原科幸彦／石川満／高橋秀行／中尾修

大森彌／池上岳彦／木佐茂男／日高昭夫
原科幸彦／石川満／高橋秀行／中尾修

皆無ということではない。逆に、よく通じてゐるからこそ、法務能力よりも身に、長年にわたり無意識のうちに身についた「もみ消す能力」、そらす能力、かすめ取る能力を發揮している」とも言はない。

法務は組織的に行われる。これは始末が悪い。わが国で司法教育が広がらない遠因の一ついに、役所内の法務組織の存在がある。(ここでは条例・規則の立案に觸れる法務部門のことについて)は触れないが、法務部門における徹底した組織的体制による対応は、東にいたときの公務員集団の優秀性と、個々の職員が法務を一人ないし少數で担えないわが国の体质を象徴している。東による法務は、例外はあるものの、かなりの程度、反住民的姿勢になる。行政側が当事者となる訴訟において10名程度の職員が指定代理人として法廷に現れ、政治判断に基づき想定に構成された法的主張を聞いたり読んだりすると、税金の無駄遣いを感じることもない。次のような問題に行き着く。

本家、企業、特定公私の方に向を見、本來行うべき法的判断を故意に誤る、あるいは故意に行わない、という事態にもしばしばぶつかる。現在の法制度では、こうした問題を直すべき訴訟手続がないこと、あるいは、住民権には正しい情報収集が不可能であることないも、法務力の誤った行使・不行使という観点からもっと論じられて良い。情報公開が、非常に恣意的に行われている例もかなり経験してきた。事を依頼者、マスコミ、依頼者代理人のそれぞれが一定の間隔をおいて請求すること、まったく同一の請求に対し異なるった資料が開示され、数年にわたって開示請求を重ねると、会社として一の事件の全容が見えてくることとなる。ある。担当者が人事異動で替わると役所として隠さなければならなかつたことが引き継がれていないために開示してしまった。その点で、法は、意図的に法務力が發揮されていくとも言える。本来的な「法務力」の發揮とは、「わゆる地方「分権」が法務力改善にどれほど意味を持ったのか、筆者のこの10年間の研修や講演での経験による

は実感としては疑問である。どうわけても、第一次分権改革後に本格化した「司法制度改革」ではない、「司法職員制度改革」との関わりで、いえば、自治体職員の職務スペクタクルのうち、法務の部分に関しては、大局部的に言えばほとんど変化はながつた。

そもそも、「法務力」とどうやら「自治体職員」に限ってであれ、何が法などの力か、サンパリ分からぬ時代になつてゐる。ある日、突然、「法」の名において思ひもかけぬ法的処分が降つてくる——とも稀ではない。刑事案件の冤罪に当たる事件・事件は、おそらく、全国の自治体職員内で相当数存在するものと推測される。

「法」に従つておけばよいとどうやら勢は昔のものとなつた。何が「法」であり、どの部分の「法」が適用されるのである結果が生じたかは、事件になりさらには、裁判所が「これが法だ」と言つて初めて知らざることが多い。

強者は、勝手に見書きつて「法」を適用する。今、法務力が問われるのは、自らの身を守らなければならぬという意味において、自治体職員のみならず、議員も普通の住民も企業も、誰もである。そして、実感を通じて悲しく

思つ」とは、強者は後付けで何でも主張できるのに対し、弱い方は、法の不知は許されず、ほとんどの法令に満足していることが前提とされ、みずから立証しなければ負けるという突然とした実態である。

一人の明治体職員を例にすれば、突然、悪者にされるときには何ら守るべき法規や知識もなく、しかし、職務として組織に守られていく間は法を知らなくても仕事をこなすことができるのである。職員は、ある日、自分が突然に理不尽なことで職場から切り捨てるられる可能性を常に意識して自分を守ること、一社員の立場になつたらどう考へ行動するのか、ということを意識している必要があるださう。

政権交代は、ある意味で、突然立場が変わったときにどういうことが起きるかを教えてくれた。政権交代がしばしば起きる国では、一般に政治作用が多く、法的側面の重要性を意識しないといふ。今日日本では突如、組織や業務の犠牲になる可能性があり、法務力や訴訟保全力が誰にも必要であるといふ意味において、良い教訓が日々報道されている、といふことにならうか。

公職研
<http://www.koshokukan.co.jp>